

## さいたま市民憲章・さいたま市民の日推進本部設置要綱

## (設置)

第1条 さいたま市民憲章及びさいたま市民の日の周知・普及を図るため、さいたま市民憲章・さいたま市民の日推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) さいたま市民憲章の周知・普及に関すること。
- (2) さいたま市民の日の周知・普及に関すること。
- (3) その他、さいたま市民憲章及びさいたま市民の日に関し、本部長が必要と認める事項。

## (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

## (会議)

第4条 本部長は、必要に応じて本部の会議を招集し、その議長となる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、さいたま市副市長事務分担規程に規定する都市戦略本部に関する事務（行財政改革推進部及び未来都市推進部に関する事務を除く。）を担当する副本部長がその職務を代理する。
- 3 本部員が出席できないときは、当該本部員の指名する者が代理して出席することができる。

## (庶務)

第5条 本部の庶務は、都市戦略本部都市経営戦略部において処理する。

## (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

## 附 則

この要綱は、令和3年12月2日から施行する。

別表（第3条関係）

役職	職名
本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	水道事業管理者
	教育長
	理事（市長公室担当）
	都市戦略本部長
	総務局長
	財政局長
	市民局長
	スポーツ文化局長
	保健福祉局長
	子ども未来局長
	環境局長
	経済局長
	都市局長
	建設局長
	区長
	消防局長
	会計管理者
	水道局長
	議会局長
	副教育長
	選挙管理委員会事務局長
	人事委員会事務局長
	監査事務局長
農業委員会事務局長	
総合政策監	

## さいたま市民憲章・さいたま市民の日推進本部名簿

1	本部長	市長	清水 勇 人
2	副本部長	副市長	日 野 徹
3	副本部長	副市長	高 橋 篤
4	副本部長	副市長	小 川 博 之
5	本部員	水道事業管理者	小 島 正 明
6	本部員	教育長	細 田 眞由美
7	本部員	理事（市長公室担当）	井 山 剛 之
8	本部員	都市戦略本部長	真々田 和 男
9	本部員	総務局長	後 藤 昌 章
10	本部員	財政局長	鷲 頭 美 央
11	本部員	市民局長	宮 野 良 章
12	本部員	スポーツ文化局長	大 西 起 由
13	本部員	保健福祉局長	細 沼 寛
14	本部員	子ども未来局長	金 子 博 志
15	本部員	環境局長	中 野 明 彦
16	本部員	経済局長	千 枝 直 人
17	本部員	都市局長	土 屋 愛 自
18	本部員	建設局長	村 上 孔
19	本部員	西区役所区長	神 田 正 一
20	本部員	北区役所区長	永 井 正
21	本部員	大宮区役所区長	町 田 孝 良
22	本部員	見沼区役所区長	田 中 久 也
23	本部員	中央区役所区長	近 藤 裕 司
24	本部員	桜区役所区長	池 田 智 二
25	本部員	浦和区役所区長	佐 藤 真奈子
26	本部員	南区役所区長	齊 藤 剛
27	本部員	緑区役所区長	阿 部 幸 子
28	本部員	岩槻区役所区長	沼 尻 裕 一
29	本部員	消防局長	林 一 浩
30	本部員	会計管理者	矢 部 武
31	本部員	水道局長	波田野 哲 雄
32	本部員	議会局長	森 山 成 久
33	本部員	副教育長	高 崎 修
34	本部員	選挙管理委員会事務局長	若 林 一 彦
35	本部員	人事委員会事務局長	平 野 和 弘
36	本部員	監査事務局長	柳 田 雅 彦
37	本部員	農業委員会事務局長	関 根 和 彦
38	本部員	総合政策監	岡 田 暁 人

※網掛けはオンライン参加者

(令和3年12月1日現在)